7

- 改 改修して都条例に適合
- 🖺 新規整備して都条例に適合 😡 都条例の整備基準以上のバリアフリー化













現況課題 意見•提案	都条例の基準 ◎基本的考え方 ●整備基準 ○誘導基準 ※その他	考え方	計画素材
- 案内標識の整備	<ul> <li>案内標示</li> <li>○目的地まで安全で快適にたどりつくために必要な情報や、まちでの暮らしに役立つ情報などを、高齢者、障害者等歩行者のだれでもが便利で安全に見ることができるものを、計画的に配置する。</li> <li>●表示方法については、以下の点を考慮する。</li> <li>①文字については、ひらがなやローマ字等を、必要に応じ併記する。</li> <li>③記号による案内標示には、必要に応じて、文字を併記する。</li> <li>●京月標示の設置位置は、歩行者の通行を妨げることのないような位置(通行動線を外した位置)に設置する。</li> <li>●歩道上に設置する場合、標示板の高さは、車い寸使用者や小児等の見やすさを配慮し、1.3mを標準とする。たじ、歩適の有効幅員が確保できない場合には、歩行者の安全を守るため、標示板の下端を2.5mの高さとする。</li> <li>①視覚障害者の利用が多く、音声による誘導が可能な箇所には、音声誘導を設置する。</li> <li>○必要に応じ、点字や手すりによる誘導も検討する。</li> <li>建築物、建築物の敷地</li> <li>○高齢者、障害者等がその日常生活において、都市を構成する様々な施設に「入ることができ」、「利用する事ができる」ことを最低の条件として必要な部分を整備することを目的とする。</li> <li>施設の計画時には、高齢者、障害者等の利用する経路の動線計画を明確にし、整備の対象となる経路については、アプローチ、出入口、廊下、階段、便所、エレベーター等の整備を連続させ、安全かつ円滑に利用できるように配慮しなければならない。本条例の主旨は、不特定かつ多数の者が利用する部分をすべてを整備することが原則であるが、やむを得す整備できない経路がある場合には、円滑に利用できる経路への的確な案内、誘導を行うものとする。</li> </ul>	大橋一丁目周辺地区整備方針(案) 歩行空間の安全性・快適性、公共公益施設の視認性を高めるため、バリアフリーの主要経路に、地域で統一したデザインによる標識等のサイン表示をめざした整備を進めます。 不特定多数が利用する場所はもちろんのこと、不特定の利用、多数の利用がある場所についても、バリアフリー化されていることが求められます。 さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、積極的な環境整備が望ましいと考えられます。	主要事業-10 パリアフリー対応の案内施設の整備  →【整備方針】 ・駅にバリアフリー施設の位置がわかる総合案内板を整備します。 ・駅周辺の経路に周遊性を考慮した誘導・第内施設を設置します ①ユニバーサルデザインに基づく総合案内板の整備 ②主要経路での誘導・案内施設の設置  主要事業-11 ユニバーサルデザインを考慮した再開発地区内の整備  ・整備にあたっては、不特定多数の利用がある場所のみならず、不特定の利用、多フリー化を前提とした整備を行います。 ・さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、積極的な環境整備を行います。 ①本計画の整備方針を反映した施設設計の実施 ②地区内に設置するバリアフリー対応施設と連携した誘導案内板の設置

□ (環6)氷川神社前の環6支線を横断できる横断歩道を復活してほしい。

※ 白抜きは良い点・提案、黒塗りは悪い点